

令和7年度 上水道 高松配水区域水質検査頻度

■水質検査頻度設定理由

◎水質基準項目(51項目)

令和7年3月作成

水質基準項目とは、『人の健康に影響を与える項目』または『利用上支障を及ぼす恐れのある項目』であり、基準値以下であっても全国的に検出される確率の高い物質です。このため水道法で定められた必須検査項目となっています。

区 分		項 目 名		基 準 値	過去3年間の の 最大値	水道法に基づく検査頻度 (水道法施行規則第15条第1項第3号)		計画検査頻度 (水道法施行規則第15条第1項第4号)	
						基本検査回数	水源の状況や過去の検査結果等から、 最小限必要な検査回数	令和7年度 計画検査頻度	設定理由等
健康に関する項目（人の健康に影響を与える項目）	病原微生物	基 1	一般細菌数	100個/1ml以下	0	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	省略不可
		基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
	金属類 (重金属)	基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.0003	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	過去3年間の検査結果が最大でも基準値の10%以下であり、原水水質が大きく変わる恐れが少ないため…①
		基 4	水銀及びその化合物	0.005mg/l以下	< 0.00005	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	< 0.002	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	< 0.004	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
	無機物質	基 10	シアン化合物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	省略不可項目
		基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.81	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	①に同じ
		基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	< 0.08	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.1	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
	有機物質	基 14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 20	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
	消毒副生成物	基 21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.26	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	省略不可項目
		基 22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 23	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	< 0.003	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 26	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	水道水の消毒に次亜塩素酸を使用しているため省略不可
		基 27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	省略不可項目
		基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	< 0.003	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	
		基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.008	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	

性状に関する項目（利用上支障を及ぼす恐れのある項目）	金属類	基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.012	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	①に同じ
		基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.01	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.03	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.01	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
	無機物質	基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11.7	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
	金属類	基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.001	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	省略不可
	基礎的性状	基 38	塩化物イオン	200mg/l以下	11.3	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
	無機物質	基 39	硬度	300mg/l以下	33	3か月に1回	1年に1回	1年に1回	基準値の20%以下
	基礎的性状	基 40	蒸発残留物	500mg/l以下	94	3か月に1回	1年に1回	1年に1回	
	有機物質	基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	①に同じ
		基 42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に1か月に1回	発生時期に1か月に1回	1年に1回	原水に、藻類の発生が考えられないが、水質に変化が無いことの確認のため
		基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に1か月に1回	発生時期に1か月に1回	1年に1回	
		基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.002	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 45	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005	3か月に1回	3年に1回	1年に1回	①に同じ
	基礎的性状	基 46	有機物(TOC)	3mg/l以下	< 0.3	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	省略不可
		基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1～7.4	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
		基 48	味	異常でないこと	異常なし	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
		基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
		基 50	色度	5度以下	< 0.5	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	
		基 51	濁度	2度以下	0.1	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	

※『<』印は、未満を表します。

五泉市の水道水は、どの配水区域でもとても良質で安全です。このため、ほとんどの検査項目が水道法で最長可能省略頻度（3年に1回）に設定できます。しかし、五泉市上下水道局では利用者に対する安全性を考慮し、また水質状況把握のため、最低限1年に1回は検査をおこないます。

令和7年度 高松配水区 月別水質検査項目一覧表

■ 水質基準項目検査

[illegible]

■水質管理目標設定項目検査(概ね3年に1度実施・令和9年度実施予定)

[illegible]

令和7年度 高松配水区 水質検査採水場所(予定)

月	水 質 検 査 名	採 水 地 区
4	(2)細菌類＋性状に関する項目	高 松
	(3)省略不可項目	
	(4)水質管理項目	
5	(2)細菌類＋性状に関する項目	
6	(2)細菌類＋性状に関する項目	
	(6)農薬類検査	
7	(1)全項目検査	
8	(2)細菌類＋性状に関する項目	
9	(2)細菌類＋性状に関する項目	
10	(2)細菌類＋性状に関する項目	
	(3)省略不可項目	
	(4)水質管理項目	
11	(2)細菌類＋性状に関する項目	
12	(2)細菌類＋性状に関する項目	
1	(2)細菌類＋性状に関する項目	
	(3)省略不可項目	
	(4)水質管理項目	
2	(2)細菌類＋性状に関する項目	
3	(2)細菌類＋性状に関する項目	

◎水質検査名について

(1)全項目検査(51項目)

全ての水質基準項目について検査します。

(2)細菌類＋性状に関する項目(9項目)

水質基準項目のうち、細菌類と性状に関する項目について検査します。水質検査頻度表および水質基準項目表では**橙色**で塗りつぶした項目です。

(3)省略不可項目(11項目)

水質基準項目のうち、省略することのできない項目について検査します。水質検査頻度表および水質基準項目表で**水色**で塗りつぶした項目です。

(4)水質管理項目(1項目)

水質基準項目のうち、「新規追加項目」「過去3年間で基準値の20%を超過した項目」「水道水の消毒による項目」など、五泉市上下水道局において水質管理上の必要性から検査頻度を多くする項目について検査します。水質基準項目表で**紫色**で塗りつぶした項目です。

(5)水質管理目標設定項目(18項目)

概ね3年に1度実施します。令和9年度実施予定

(6)農薬類検査

水質管理目標設定項目のうち、信濃川・阿賀野川両水系の河川水から検出された農薬類のうち、4種類について検査します。

・採 水

水道水の採水にあたっては、五泉市上下水道局職員が左表に示した採水地区内にある公共施設または家庭の給水栓からおこないます。ご協力お願いいたします。